

## 海上交通安全法

### 1 案内情報

手続名：進路警戒船等の指定

手続根拠：進路を警戒する船舶、消防設備を備えている船舶及び側方を警戒する船舶の指定に関する告示第2条第1項

手続対象者：当該指定を受けようとする船舶を使用する者

提出期限：警戒業務等の用に供する前

提出方法：所轄管区海上保安本部長に申請して下さい。

手数料：なし

添付書類・部数：(1) 当該船舶の船長の乗船履歴に関する事項を記載した書類  
(2) 当該船舶による警戒業務等に関する訓練実施計画及び実施状況を記載した書類  
(3) 警戒業務規定の写し  
(4) 性能及び設備に関する事項を証する地方運輸局長の証明書等（詳しくは提出先にお問い合わせ下さい。）

申請書様式：進路警戒船等指定申請書（第1号様式）

記載要領・記載例：提出先にお問い合わせ下さい。

### 2 窓口情報

提出先：所轄管区海上保安本部長に提出して下さい。

受付時間：提出先にお問い合わせ下さい。

相談窓口：提出先の管区海上保安本部

### 3 手続情報

審査基準：進路警戒船等指定告示第2条第2項の表中「船長等の資格」のうちの船長が業務に精通しているという要件の判断基準（他は進路警戒船等配備基準告示に明記）

- (1) 進路警戒船等に1年以上乗船していること又はそれと同等以上の能力を有すると認められること。
- (2) 警戒業務等を行う航路において、20回以上警戒業務等に従事していること又はそれと同等以上の能力を有すると認められること。
- (3) 警戒業務等に関する訓練を10回以上受けていること又はそれと同等以上の能力を有すると認められること。
- (4) 警戒業務等に関する講習を受けていること。

標準処理期間：0.8～1ヶ月程度

不服申立方法：